

組合員被扶養者証

.....

組合員証

.....

組合員証等の取扱いについて

「組合員証」や「組合員被扶養者証」等は、皆さんが医療機関で受診する際、本組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから、

大切に保管し紛失のないように、取扱いには十分にご注意ください。

▶ もし紛失してしまったら...

- さまざまなトラブルのもとになりかねませんので、**直ちに警察へ**届け出てください。
- 所属所の共済事務担当課を通じて、本組合に**再交付の申請**を行ってください。
(組合員証等は、破損や汚損の場合にも再交付することができます。)

▶ 組合員の退職や被扶養者の資格喪失などにより必要でなくなったら...

- 直ちに、所属所の共済事務担当課を通じて、**本組合へ必ずご返却**ください。
- 資格喪失後は、**絶対に使用しない**でください。
(使用された場合には、資格喪失後の受診にかかる医療費について返還していただくこととなります。)



公務上のケガや病気は

組合員証で受診できません

公務や通勤によるケガや病気の治療は、地方公務員災害補償基金で療養補償が行われるため、本組合からは給付できないことになっています。

このため、ケガや病気の原因が“公務”や“通勤”によるものであることが明らかな場合には、組合員証は使用できませんので、医療機関の窓口で“公務上”であることを申し出てください。

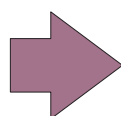
※一部の医療機関では、公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用した保険診療の扱いをする場合がありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。

※公務や通勤によるものと判断できない場合は、一時的に組合員証で受診しても構いませんが、公務上と認定されたらすぐに療養補償に切り換えるよう医療機関に申し出てください。

短期給付の附加給付が変更されます！

「家族療養費附加金」、「家族訪問看護療養費附加金」、及び「一部負担金払戻金」における上位所得者の基礎控除額が、平成26年4月診療分より段階的に引き上げされています。

所得者区分	現行
一般	25,000円
上位	33,000円



所得者区分	平成26年4月診療分～	平成27年4月診療分～
一般	現行どおり (25,000円)	
上位	41,000円	50,000円

所得区分の「上位」は、診療月の給料月額が424,000円(特別職の場合は530,000円)以上の組合員とその被扶養者をいいます。

この段階的な引き上げについては、全国の地方公務員共済組合が実施する附加給付の水準について、健康保険組合等の実施状況を踏まえ、官民均衡を図る観点から見直すよう総務省からの強い指導に基づき行っております。